破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６４号
新潟県燕市小池775番地13
債務者　島田　修二
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　勝也
4　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１５７０号
千葉県市原市新堀1324―２、住民票上の住所東京都中野区南台３丁目11番３号　ハイツ宮坂　202
債務者　田中　啓之
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　陽子
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８３号
千葉県浦安市当代島１丁目20番33―306号　オートポワール３
債務者　須磨　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角　　謙一
4　破産債権の届出期間　平成30年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２８号
千葉市若葉区大宮町2143番地３
債務者　坂尾麻菜美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平
4　破産債権の届出期間　平成30年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７９号
千葉県習志野市新栄１丁目１番12号　白船ハイツ101号
債務者　田口　　勉
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安川　秀穂
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８６号
千葉県市川市鬼高３丁目１番９号　（ハイム金子Ⅰ　102号）
債務者　林　　正己
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平川　　豪
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０２号
千葉県船橋市行田３丁目１番12棟503号
債務者　石原　倫朗
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　祐介
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４号
茨城県取手市戸頭４丁目18番９―101号
債務者　森田　　収
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
宮城県加美郡加美町字赤塚65番地　サンハイツ赤塚102号、従前の住所宮城県加美郡加美町菜切谷字原17番地13
債務者　今野　亮二
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５７５号
千葉市花見川区畑町883番地　シャンフルール105号
債務者　原　　孝志
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　貴行
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５０号
千葉県八千代市緑が丘１丁目27番18号
債務者　増渕　征男
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５１号
千葉県八千代市緑が丘１丁目27番18号
債務者　増渕　和子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９５号
盛岡市月が丘２丁目６番13号
債務者　野田　有子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
4　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９３８号
千葉市稲毛区あやめ台２番１棟101号
債務者　渡邉　直子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　瞳
4　破産債権の届出期間　平成30年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２４３号
愛知県豊川市市田町七反田41番地の５
債務者　森田美枝子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼　昌史
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部